

八ツ田富男氏、小黒加久則氏の解雇無効を認定！

美世志会の懲戒解雇処分無効に向け、さらに闘いを進めよう

美世志会6名の懲戒解雇を無効として地位確認と未払い賃金、退職金の支払いなどを求めた裁判で、東京地裁は10月17日、八ツ田富男氏、小黒加久則氏の2名について解雇無効を認める判決を言い渡した。私たちの闘いにより2名を勝利に導いたという画期的判決は、全組合員をはじめ、連帯・支援をいただいた世界各国の労働者・労働組合からの支援によるJR総連運動の反弹圧の闘いにおける大きな成果である。

しかし、上原潤一氏、梁次邦夫氏、大濶慶逸氏、山田知氏の4名の請求が棄却されたことに、怒りを禁じえない。

会社の解雇権行使の濫用は明らかである。判決は懲戒解雇という量定を“重い”として2名の解雇無効を認定した。同時に、会社がえん罪JR浦和電車区事件で、有罪の第一審判決を理由に美世志会へ懲戒解雇の発令をおこなったことは、明らかに失当である。会社は、直ちに復職手続きを行うべきである。

一方、4名の懲戒解雇を正当とした判決は、刑事事件で有罪ありきとした控訴審判決の事実誤認を前提としている。加えて会社の就業規則に基づいた懲戒解雇手続きに違法性はないなどとした。そのうえで社会的相当性から4名の懲戒解雇処分を相当であるとしたのだ。こうした東京地裁の判断は大きな誤りであり、断固糾弾するものである。

JR総連は全組合員をはじめ、美世志会や家族、支援する会とともに美世志会の無罪を訴え、あらゆる妨害を跳ね返し、10年にわたる闘いを繰りひろげてきた。そしてこの闘いの成果を、連帯の広がりの中に刻んできた。これからもいかなる弾圧を許さない。

4名の地位確認を求め引き続き闘いを継続すると同時に、国策弾圧としてJR総連破壊が狙われた「えん罪JR浦和電車区事件」の闘いを、怒りを新たに今後も職場から全組合員で闘い抜くものである。

2012年10月18日

全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)